

Title	誼子の慣行について：民衆道教の周辺(その四)
Sub Title	Traditional Chinese ideas concerning spiritually "Adopted" children
Author	可児, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.1/2 (1975. 12) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

誼子の慣行について

—民衆道教の周辺（その四）—

可 児 弘 明

育児に関連して旧社会の南中国に普遍的であった誼子の慣行について見聞したところを報告する。ここで取りあげるのは家系、家産継承のために行う養子（螟蛉子）、あるいは撫養を目的とした養女（螟蛉女）ではなく、運気の弱さを補う民間信仰上の養子女のことである。民間信仰上の養子女では精神的な親子関係を設定するだけであるから、養子女となつた後も現実的な身分変更は一切発生せず、子供は生家にそのままとどまることになる。

この意味における養子女は、子供が八字相剋の運命をもって出生した時、あるいは運気の弱さからくる病弱、身心の発育不全、食欲不振など諸種の障害がある時にその対応策として行われたものである。幼時は運気を矯革しやすいと信じられていていたから、八字相剋のばあいは運気の強い人、あるいは逆に弱い人の養子女にして調和をはかった。また病弱の子供は成年に達するまで運気の強い人（子福者、健康な人、金持ち、不幸の少ない人など）の養子女にし、養親の強い運勢によって無事成長をはかるうとしたのである。幼児死亡率の高かつた時代の中国社会では、かかる民間信仰上の養子女が広く行われたのである。さらに現在でも香港、台湾でその慣行が認められる。

広東方言圏では養親になるのはたいてい女性であり、その女性を誼母という意味で「契媽」とか「契娘」と呼び、子供

の方を「契子」、「契女」と呼んだ。また福建方言圏の台灣では、「客爸」、「客母」、「客団」、「契子」などが使用される。

廣東人の間における誼子については、トプレイ女史が契媽について二例あげている。一は人の誼子にするばあいであり、夕食と一緒にとり、贈物を交換して親子関係が成立し、以後契子は定期的に契媽を訪問する。また神明の誼子とする時は金花夫人が契媽にえらばれる。廟に行き金花夫人像の前で簡単な儀礼を行い、子の姓名を誼子名簿に記入する。その後でお守りをうけ、それを常時身につけ、また金花夫人諱日に参詣すると述べている。⁽¹⁾ 金花夫人は廣東の地方的な道教神であり、出産あるいは一六才以下の子供を守護するところから厚く信仰された。胡樸安によれば、「廣東では金花夫人廟が最も多い」とされ、その来歴は二説あるとしている。⁽²⁾ 謂日は旧暦四月十七日である。

第三に、トプレイ女史は論及していないが、樹木にたいし誼子関係を設定したことがあげられる。これについては、宣統重修『東莞縣志』卷九、輿地略八、風俗の項に注意すべき記述がある。すなわち「番禺志」を引いて、

一頑石にあれば即ち社をたて、あるいは老榕、竜荔の下すなわち指して土地となす。いわゆる神像なし。木石に向いて祭賽し呵護を乞うもの日々絶えず。愛養するところの子女の名を書き、神の子に願いてこれを契男、契女というに至る。また笑うべきなり。

といい、「接するに莞俗もまた然り」としている。右に述べられた木石は普通一般の木石をいうのではなく、「伯公」の依りしろとなつてゐる木石を意味するものであり、伯公にたいし誼子関係を設定する慣行を指していると考えられる。

別の機会に述べたように、廣東では土地神に三類の区別がある。「大王」、「伯公」、「社壇」である。大王は天界より派遣された司法神的性格をそなえ、一定領域を支配しその住民に平安と利益を与える、また毎年の収穫に関与するとされる。伯公は人間と自然の親密な交渉から生まれたスピリット信仰であり、田畠、道、山上、岩、小川、水源などに關係し、各々の場所を守護することによって地域社会の安寧に寄与する。従つて伯公も特定の支配領域をもつが、大王のそれに較べて

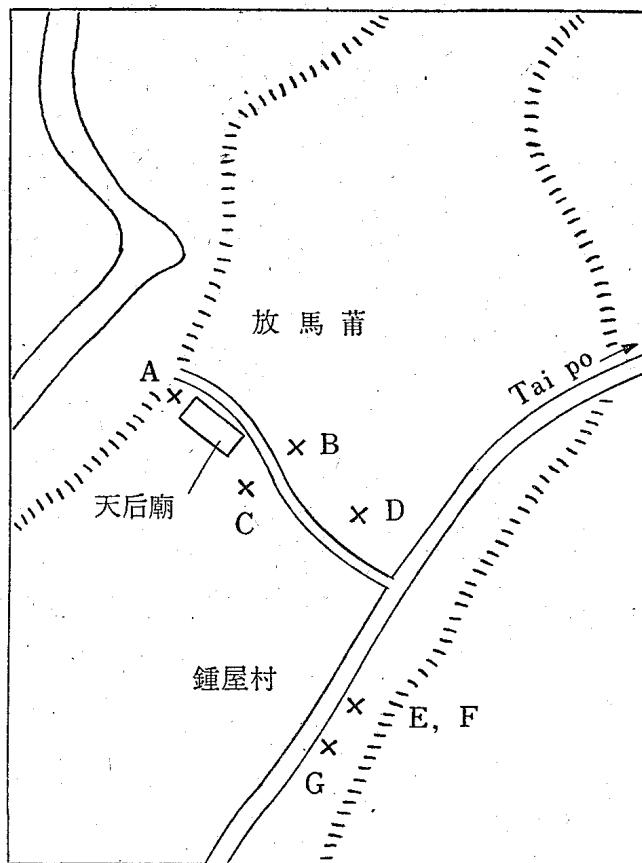


図1 林村における樹木崇拜と土地神

A大王宮, B通心樹の旧位置, C通心樹の現在位置, D五穀公(榕樹公), E・F鍾屋村大王宮ならびに老木, G鍾屋村福德祠

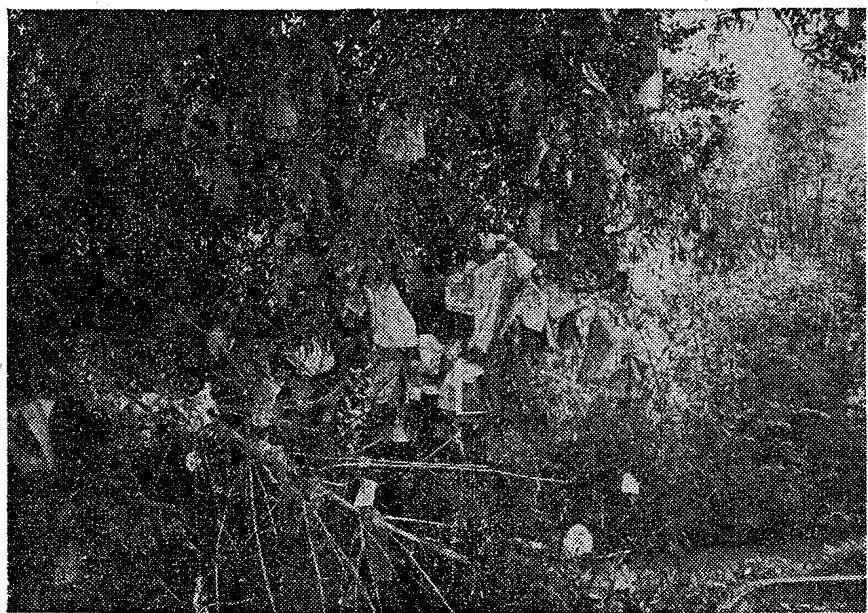
峠の間に横たわる林錦谷がそれである。詳しく述べれば大菴山の東北麓、約一〇〇フィートの丘陵端に位置する林村であつて、ここでは次の三カ所において興味ある樹木崇拜の慣習が観察される。

- (1) 「通心樹」あるいは「有憂樹」と通称される榕樹と荔枝の林
- (2) 「五穀公」、「榕樹公」、「伯公」など、人まちまちに呼ぶ榕樹の大木、ならびに周囲の樹木
- (3) 鍾屋村の大王宮の脇にある一老木、ならびに周囲の樹木

以上の位置関係は図1に示すとおりであるが、通心樹は放馬莆にある天后古廟の近くにあり、五穀公はその南東、ちょうど林村公立学校門前に位置を占める。鍾屋村のそれは、道路をへだて、反対側にある。この傍にある大王宮とは別に、天

狭く、かつ序列上においても大王より下位に位置づけられる。次の社壇は村落あるいは街庄の守護靈としての土地神(福德神)である。さらにはいえば、その下に各戸の守護靈としての土地神があることになる。旧社会の中国人は官僚支配機構を投影したこれら土地神群によつて支配なり庇護をうけているとしたのである。⁽³⁾

宣統重修『東莞県志』が東莞県にも認められた木石すなわち伯公にたいする誼子関係は、古く東莞県に属した香港新界において現在でも確認される。大埔墟の西北、大帽山と大刀でも確認される。大埔墟の西北、大帽山と大刀



后古廟の側にも「大王宮」があり、また鍾屋村には福德神の祠がある。つまり、ここには大王宮二カ所、村落守護靈としての土地神（福德神）一カ所、それに伯公の依りしろである樹木三カ所が祀られていることになる。大王宮には、各々これもふつう伯公の依りしろとされている尖った石が置かれているが、祭日にはどちらも明らかに大王宮と墨書した紅紙が貼られる。また広東において樹木が信仰の対象となる時、通常単に「土地」と称されることは事実であるが、正確にいえば村落守護靈としての土地神であるか、それとも伯公であるかを区別しないと議論の展開過程で混乱を招くことになる。林村のばあい祭日が農暦正月初三日であることからしても、福德神（誕日は旧二月二日）ではありえない。

さて正月初三日が来ると、住民は天后古廟側の大王宮に参拝し、次いで樹木を次々にまわり線香をあげ、紙符を焼くか、もしくは枝に結びつける。紙符は平安符および驅邪符の類であり、香港で市販する普通のものであつて特製のものはない。焚化する以外、紙符を高い枝に結びつけることが行われる。高いところの枝に結びつけると利益がそれだけ余計あるとされるので、小石をつけた糸に紙符を結びつけ、ほうりあげて枝にからませることが行われれば七夕の笹竹のような景観となる。

かかる伯公信仰は先ず農業上の予祝儀礼に關係しており、林村では紙符と共に各種の野菜を枝にからませることが行われる。かかる伯公信仰は先ず農業上の予祝儀礼に關係しており、林村では紙符と共に各種の野菜を枝にからませることが行われる。

れている。五穀公の別称はそのあらわれであろう。しかし豊作祈願だけでなく、何を祈願してもよいのであって、右憂樹（無憂樹）の別称もそこから起つたのであろう。例えば姪婦が生まれてくる子の長寿を願うことができる。契子の関係を設定できるというのもその一つであって、宣統年間の慣行が現在もここで確認することができる。以上のように広東方言圏の香港では、人、金花夫人、樹木（伯公）にたいし民間信仰上の誼子関係を結んで幼児の無事を願う慣行がみられるのであるが、誼子関係を設定する際の民衆道教儀礼などは全く簡略化するか、もしくは省略されている。

この点は台湾でも同様であり、廟に行つて神像を拝み契子にして下さいとつぶやけば、誼子関係に入れるとする所があるが、それでも香港にくらべると誼子に伴う儀礼が比較的保守されている。台湾では觀音菩薩、註生娘々以外、媽祖、臨水夫人、閔帝、玄天大帝、保生大帝などに契子を願うものが多いが、それらに限定されることはなく、信仰するどの神明にたいしても親子関係を設定することができる。台南朝天宮では契子の動機は大半が生辰八字によるものであり、相命の意見によつて、子供が一才未満のうちに契子となつて(7)いる。次に誼子関係に伴う儀礼について述べてみる。

雲南県斗六鎮鎮北里、大乾宮（主神玄天大帝）では、玄天大帝の契子になる時は投筈によつて應諾の証しがえられた後、子供をつれてきて拝礼すれば、それで誼子関係が成立するとされる。契子になると香火とよぶ護符（線香の灰を包み、袋の上に玄天と書いたもの）を首にさげる。これ以外に特別の儀礼はなく、かなり簡略化が進んでいる。これにたいし台南市の朝天宮（主神媽祖）では誼子名簿に姓名を記し、かつ契書（親子関係の契約書）を作成する。赤い紙に印刷された契書の様式は次のとおりである。

立契書人
契書
住

今因 根枝淺薄、命運不齊、前途堪慮、殊感為憂、為求命全、長迎福祿、千祥永集、家門清吉、身康健、消除災難、素仰

天上聖母威靈赫濯、應驗昭彰、弘開慈惠、謹特虔誠拝契為

誼母 伏乞

弘闡慈靈、賜福庇佑、逢凶化吉、濟軒亨運、百福千祥、宏錫嘉祉、健安無憂、合家安樂、永膺多福、壽祿綿長、全賴

聖慈德敷惠納謹立契書上香禱告

天上聖母案前虔誠百拜 上叩

聖慈俯垂惠允

恭維

普照

誼母天上聖母麾下

立拝契字人

頓首百拜

年

月 日

子供の父親ないし保護者が子を契子にすることを天上聖母（媽祖）に直接願うものであるが、これを二枚用意し、一枚を焚化して天上聖母に届け、他の一枚を父親のもとに保存するのである。また台南市正興街の元和宮のように、赤い絹布上に契書を書き、一枚を神像にかけて廟に保存し、他の一枚を自宅に保存するぱあいもある。台南市成功路の興濟宮（主神

保生大帝)においても誼子届と称する契書二通を作成しており、一枚を金紙と一緒に焚化し、他の一枚を自宅におく。以上のように、誼子関係の設定に際しては契書を作成することが行われるのであり、自宅保存分の一通は、契子が十六才に達し誼子関係が終了するに至った時にははじめて焚化するのである。⁽⁸⁾朝天宮にみられる誼子名簿は、興濟宮ではみられない。次にあげるのは興濟宮の誼子届であり、文中の公祖というのは保生大帝のことである。

誼子届

立契人

住 址

誼子

生 日

端生

將刻児為公祖作於誼子、公正無私、懇祈身體時祥康安正達、四時八節無災、學歷聰明上進、財商工広進駿發、無躬順序、長成娶親、並請

公祖為主、香花茶菓品其他壽金敬奉以礼答謝、
庇祐以後平安大吉

立契人

興濟宮

保正大帝

誼子の慣行について

(七)

七

年 月 日

右のうち立契人欄は父母、長兄、祖父母など保護者一人の姓名を記入し、誼子になる子の姓名を書き、その生日（農暦）を次に記すのである。興濟宮においても先ず線香を捧げ誼子の申請を行い、投筈によつて客祭である保生大帝の承諾をえることが要件である。承諾があればその日もしくは他の吉日をえらび誼子届を用意し、四牲その他供物をそなえてから誼子届を焚化している。そのあと護符の香火をもらつて帰宅するのである。

朝天宮および興濟宮の契書を通覧して判るように、文面は道教神の誼子にして子供の無事成長と順調な進歩を願うだけのものであり、かつ契約申請を行うのも俗人である父親ないし保護者の一人である。従つて道教儀礼の立場からいえば、手続き上では宗教的職能をそなえぬ俗人がこれを行い、しかも上行文の形式をふまざに作成した祈願であるなどあまりにも変則であつて、通俗化が著しいといわざるをえないのである。このことは契書が印刷により準備されている事実、あるいは道教儀礼がこれに特別伴つていないのである。俗人は神明にたやすく接近できないため、法力を持つ宗教的職能者が介在して誼子を願い出るのが本来の姿でなくてはならない。民衆道教の範疇でいえば、道士がその官名によつて、祈願者にかわり、上行文の形式によつて誼子願いを書くか、あるいは契約書を書き、儀礼を執行した上で焚化せねば効力がないはずである。この意味からいって、比較的本筋の様式を備えたと思われる契書は、次にあげる祈禳花児契書のごときものである。これは道長陳榮盛氏よりえたものであるが、これを焚化する時は、道士により「過閨」の儀礼が行われる。いわゆる祭星消災解厄が伴つているのである。

祈禳花児契書

天円地方、日月晃光、給立文契永保安康、今拠

A 国 省 縣

居住、奉

道祈禳祭婆縛契、保安植福、

信 a 伏為男兒 b 本命 年 月 日 時建生

偕合家人等、祈求平安延生請福者、 上叩

斗府星君主照、言念 a 伏為男 b 兹因流庚以來、歲君不順、童限癩痺、幼運多厄、切慮運內凶星閼限雜煞拱魁、又恐前世父母十二婆神交攻、欲求康泰、特伸祈禳、敬謹今月 B 日、伏士就處修建

雷霆祈禳善果一筵等因、依科修奉、是日虔具京金財寶、托出中人張堅固、前往陽州府柳楊縣七星橋頭翁府長者彭氏夫人門下前世父母面前、將財納壳花兒一名、交付中人、帶回付与 c 家夫妻、改頭換面、撫養成人、按照宗支伝子及孫、顯耀門閥、科甲聯登、富貴双全、當壇修弁香花裸品牲犧禮物、恭對

恩主 d 豈列聖爐前、結立長生保命文契、甘願挾為誼子、恐口無憑、今欲有憑、合立保命長生契書二道、一道付与 c 夫妻收照、一道存在

恩主 d 豈列聖爐前、限至年登拾陸歲、虔修紋銀拾貳兩五錢足、到壇演戲設醮答謝、

三宮夫人暨列聖尊神玄前修禳、謝婆出宮、過閏度限、綃繖文契、增添福壽、長保利亨、永為執照。

為中人 張 堅 固 祿心

契字人 前世父母 福心

知見人 翁 長 者 寿心

代書人 筆 生 花 全心

天運 年 月 日 紿立壳印

a は保護者の姓名であり、男は信士、女なら信女となる。b は誼子にする子の名、c は父の姓、d は誼父または誼母に願う神の名。なお当初の A 欄は祈願者の住所が記入され、B は伏士（道にのつとり）祈禳を行う月日。

右の祈禳花児契書は、俗人たる祈願者に代り、祈願者の子を神明の誼子にすることを願うものであり、張堅固を紹介者とし、子の前世父母を契約者、翁長者を立合い人（保証人）、筆生花を代書人としており、各自花押を附すものである。すなわち祈願者と神明の間における契書ではなく、子の前世父母と客父になる神明の間における契書であることが注意される。これは子が順調に育たないのは、歳君不順、凶星、閻煞が原因であるばかりか、子の前世父母と十二婆神の相剋にも起因すると擬すことに関係している。⁽⁹⁾ 婆神（婆姐）は子授け神である註生娘々の部下であつて、十二支に配した十二婆神があり、人間に子を受けたり奪取したりするのが役目であるとされた。その婆神と前世父母との相剋を取り除くため、道にのつとり儀礼を行い、中人を立て身価を用意し、陽州府にいる翁府長者彭氏夫人のもとへ行つてもらい、前世父母に身価を納めて子を連れ帰り、その子を神の誼子とし、無事に成人させ、かつその子の榮達をはかるうとするのである。

文書は甚だ難解であるが、前世父母から子を連れ帰るというのは、子の前世父母から子の元神を買ってくることを意味するのだと思われる。旧社会の中国では、人は生まれた後も各人の元神が陰間にのこり、元神のいかんがこの世の本人にそのまま影響を与えると信じられていたのである。従つて誼子関係の設定というのは、身価を授受して、子の元神にたいする支配権を前世父母から客父になる神明（恩主）に移転した上で行うものであり、その上で客父たる神明の庇護をえ、かつ前世父母・十二婆神の相剋をさけんとしたと解すことができる。いいかえれば、子の元神を本来の支配者である前世父母から取戻し、客父となる神明にあずけることが神の誼子となることであったと思われる。それについて恩主ならびに列聖の炉前に供物を奉げ、後日のため文書（保命長生契書）二通をつくり、一は恩主と列聖に、一は祈願者に渡し執照（許可書）として残そうとしたものである。なおこの誼子関係は子が十六才に達するまでと限定し、満期のあかつぎには良質

の銀塊十二両五錢を供え、壇前に芝居を奉納し、醮を建て、子供の守護神とされる三奶夫人と列聖尊神を祀り感謝するこ
とを誓うというのが大意であろう。

一方、歳君不順、凶星、閻煞による障害にたいしては、誼子関係の設定にあたり、道士あるいは法師を招いて「過閥」
の儀礼を執行し、十六才に達した時、再度金紙を焚化し過閥を行うのが正式とされるのである。

あるいは興濟宮のように、毎年保生大帝誕日に誼子を集め、「過恨」とよぶ儀礼を行う例もある。厄払いの儀礼であり、
誼子各人は紙紺の「炮城」を買い求め、参拝してから、黒旗（玄天、七星を白で描く）を所持した誼子を先頭にたて、廟
の庭に仮設した紙紺の「城門」を三回ぐぐり抜ける。その後で衣服の背に保生大帝の神印をおしてもらうのである。城門
の内側に橋を象徴するものがあるというが、まだ実見する機会に恵まれていない。あるいは香港でいう「開閥到橋」のご
とき閻煞消除の儀礼かと想像される。

以上に述べたように、生児夭折が高率であった旧社会において、八字の俗信と関係しつつ深く社会に浸透していた民間
信仰上における誼子の慣行は、人間もしくは民衆道教神のいすれかにたいし精神的な親子関係を設定したものである。そ
のうち神の誼子にする慣行は、子の元神を本来の支配者である前世父母から身価を授受して神明に移転せしめ、新たなる
支配者である神明を誼父ないし誼母とすることであったと思われる。旧社会で受容されていた民衆道教的な信仰ないし行
為であり、これに関する儀礼の一切は当初道士や法師の手中にあつたとみられる。かつその直接的な目的は前世父母と十
二婆神の相剋を脱することにあつたようである。

しかし今日では依拠すべき説明原理ないし原義は忘却され、俗人たる祈願者が印刷された契書に必要事項を記入し、直
接神明に子の誼子願いをするように通俗化している。いわば前世父母と神明の対応関係であつたものが親と神明の対応関
係に置きかえられたのであるが、これに伴い、誼父たる神明の庇護によつて子が無事息災で成人しうるものと説明原理の

方も変化している。やがて通俗化が進行して、契書のんじ文書が省略され、投宿によって誼子の承諾をうるにんじあるようになり、最後には神明側における応諾の有無は全く問題にされることなく、ただ祈って願えば神の誼子になれるとか、子の名を書いて祈れば誼子関係が発生するという俗信の形としてうけつがれてくるのである。従つて前回符疏の例によつて観察したと同様⁽¹⁰⁾、職能者の手中にある道教儀礼が次第に簡略化しながら民間信仰に吸収されていく過程を、ひんじもみとめることがであるのである。

一方、民間信仰上の親子関係をもよりの人間にたいして設定することも盛んしたが、契子のばあい現実には本来の信仰的な目的が後退し、実際は有力者との関係強化という現実利益と結びつくようになり、八字相剋は単にその口実として利用される側面をもつた。また旧社会において人格をもつと考えられていなかつた女子にたいしては、本来の目的にのつとる契女は少なかつたはずであるが、これまた八字相剋を口実にして他人の契女とし、売買養女の偽装として利用する側面を伴つたのである。旧社会において生辰八字が現実に發揮した支配力については既にエバーハルドが縁談に伴う算八字を例にして疑念を投じてゐる。八字相剋を口実に契女関係を設定し、その実、売買養女を行つたことについてはいづれ稿を改めて論じてみたい。

終りに御示教いただいた劉枝万氏をはじめ、調査に御協力いただいた鄭津梁、陳榮盛、沈耀鐘、沈啓昭、辻伸久、西村万里の諸氏に感謝の意を表したい。

本稿は昭和四十九年度科研費（海外調査補助）によって実施した「道教儀礼の調査」（代表者大瀬忍齋）の成果の一部である。

註

(一) Marjorie Topley, Chinese Occasional Rites in Hong Kong. Some Traditional Chinese Ideas and

Conceptions in Hong Kong Social Life Today edited by M. Topley, Brochure of Hong Kong Branch of the Royal Asiatic Society. Hong Kong 1967, p.101

(2) 胡樸安編『中華全國風俗志』、再版、台北 一九六八年、下
篇卷七、頁二四。

(3) 可児『蠶民の異民族出自説をめぐって』「中國大陸古文化
研究」第六集、一九七二年、頁二一一二。

(4) 香港政厅刊行の『香港九龍および新界地名辞典』(刊年な
し)によると林村の名はない。天后古廟、無憂樹、五穀公の所
在地は放馬莆であり、「人口四〇、廣東人、主に黃姓」とある。
鍾屋村は「人口一八〇、廣東人、主として鍾姓」とされている。
林村約公所、林村公立学校、林村青年康樂中心などに使われる
林村は村落名でなく地区名であろう。頁二〇〇。

(5) 通心樹はもと一本の老木であったが、それが枯死してから
向いの林を使うようになつた。五穀公と鍾屋村のばあいも中心
になるのは老木である。がんらい特定の一樹であつたろうこと
が疑われる。

(6) 林村における伯公信仰は村外にも及んでいる。水上生活者
が遠くから祈願に来るのはその一例である。信仰が村外に拡大
した関係か、祭礼の期日も一年中いつでもよいと拡大解釈され
ている。正月初三日だけでなく、農曆十二月二十九日以後なら
よいとか、また正月初九日にも参詣している人がみられた。し
かしがんらい正月初三日の行事である。

(7) 台湾においても人の契子とすることが行われる。親しい人
のなかで子の多いもの、不幸のない人がえらばれる。このばあ
い契子の関係は生涯続く。関係を設定する際は贈物が準備され

る。靴下に米をいれ麻ひもでしばつたもの、服、帽子、スカート
などである。スカート地のばあい、花の下がくずれない
(幸運が消えない)ようにといふ「囲花下」の意味があるが、
すべての贈物について縁起かつぎがある。贈物には地方あるいは
は家により差がすくなくない。

(8) 大乾宮では誼子関係は一四一一五才で自然消滅するとい
台南では一六才までとする説と生涯持続するとする説がある。

(9) 可児『符疏に関する調査(香港)』「史学」第四五卷第三号
一九七三年、頁三九

(10) 同上、頁三五、四四一四五